

全自病開協第 37 号
全自病協第 520 号
令和元年 12 月 20 日

各都道府県自治体病院開設者協議会長
各自治体病院開設者（知事・市町村長）
都道府県病院所管部（局）課長 様
都道府県立病院所管部（局）課長
会 員 施 設 長

全国自治体病院開設者協議会
会 長 平 井 伸 治
【公 印 省 略】

公益社団法人 全国自治体病院協議会
会 長 小 熊 豊
【公 印 省 略】

令和元年度 地域医療の確保（公立病院等）に係る特別交付税について

このたび「特別交付税に関する省令の一部を改正する省令」（別紙 1）が令和元年 12 月 11 日
総務省令第 61 号により公布され、即日施行されましたので省令の抜粋によりお知らせいたします。
また、公立病院等に要する経費に係る特別交付税の新単価は（別紙 2）のとおりです。

なお、令和元年度特別交付税の 12 月交付額については以下の報道資料をご参照ください。

令和元年度特別交付税の 12 月交付額の決定（令和元年 12 月 13 日報道資料）

総務省ホームページ

（URL：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei02_02000235.html）

特別交付税に関する省令(抜粋)

昭和五十一年十二月二十四日 自治省令第三十五号
改正 令和元年十二月十一日 総務省令第六十一号

_____: 下線は今回の改正部分

(算定資料の提出)

第一条 都道府県知事は、総務大臣の定める様式によつて、当該都道府県の特別交付税の額の算定に用いる資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務大臣の定める様式によつて、当該市町村の特別交付税の額の算定に用いる資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。

(道府県に係る十二月分の算定方法)

第二条 各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)に第三号の額を加えた額とする。

一 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額(第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第三十六号、第四十八号、第四十九号、第六十一号、第六十四号、第六十八号、第七十号二、第七十一号及び第七十二号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数(当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。))を合算した数を三で除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。))をいう。以下同じ。)が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。))を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額

八 公営企業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の規定により地方団体が経営する病院事業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債(阪神・淡路大震災の災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため特定被災地方公共団体(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)第二条第一項の特定被災地方公共団体をいう。))及び総務大臣が指定する一部事務組合が借り入れた地方債(以下「阪神・淡路大震災災害復旧事業債」という。))を除く。第三条第一項第三号イの表第九号において同じ。)の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から病院事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額
九 病院に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額及び市町村等(市町村、市町村が組織する一部事務組合等(一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。))、市町村若しくは市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等(同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。))、都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等又は都道府県及び市町村若しくは都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この号、次条第一項第三号イの表第十二号、 <u>第五十六号</u> において同じ。)が経営する医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院のうち、結核病床(同法第七条第二項第三号に規定する結核病床をいう。以下同じ。))、精神病床(同法第七条第二項第一号に規定する精神病床をいう。以下同じ。))若しくは感染症病床(同法第七条第二項第二号に規定する感染症病床をいう。以下同じ。))に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成に要する経費として総務大臣が調査した額の合算額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額等(道府県が組織する一部事務組合等又は道府県若しくは道府県が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第

特別交付税に関する省令(抜粋)

<p>六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する病院にあつては運営費負担金等のうち繰出金に相当する額、指定管理者制度を導入している病院にあつては指定管理料等のうち繰出金に相当する額及び市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成額とする。)として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)のうちいずれか少ない額とする。</p>		
<p>一 道府県等(道府県、道府県が組織する一部事務組合等、道府県若しくは道府県が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等、都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等又は都道府県及び市町村若しくは都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この号及び第四十九号において同じ。)が経営する病院について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる種別の病床(感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下同じ。)の数(次の表第一号から第三号までの上欄に掲げる病院の医療法第七条第二項に規定する一般病床又は療養病床(以下「一般病床等」という。)の許可病床の数が百を超えるときは、それぞれ百から百を超えた一般病床等の許可病床の数に二を乗じて得た数を控除して得た数(以下「要件該当許可病床の数」という。)を上限とする病床の数(稼働病床の数(同法第三十条の十三第一項に基づく病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数をいう。以下同じ。)が要件該当許可病床の数以上となる場合は要件該当許可病床の数とし、要件該当許可病床の数未満となる場合は当該稼働病床の数(以下「要件該当稼働病床の数」という。)とする。)として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額</p>		
区分	病床の数	額
一 その有する病床が主として一般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院(以下「リハビリテーション専門病院」という。)以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院(以下「一般病院」という。)で次に掲げる条件を満たすもの	稼働病床の数	<u>一、五四九、〇〇〇円</u>
イ その有する病床が一五〇床未満であること。		
ロ 当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。		
二 この表中第一号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの	稼働病床の数	<u>一、〇三三、〇〇〇円</u>
イ その有する病床が一五〇床未満であること。		
ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること		
三 この表中第一号及び第二号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの	稼働病床の数	<u>一、〇三三、〇〇〇円</u> に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額(表示単位は千円)
イ その有する病床が一五〇床未満であること。		
ロ 直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。		

特別交付税に関する省令(抜粋)

			とし、表示単位 未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)
四 五以外の病院	結核病床の許可病床の数	一、六三三、〇〇〇円	
	精神病床の許可病床の数	一、五二三、〇〇〇円	
五 リハビリテーション専門病院	稼動病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数	三一〇、〇〇〇円	
二 道府県等が経営する病院であつて、小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に <u>九、一四四、〇〇〇円</u> を乗じて得た額			
三 道府県の救急医療計画に基づき当該道府県が整備し、運営する救命救急センター(当該道府県又は当該道府県が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が整備し、運営する救命救急センターを含む。)の数として総務大臣が調査した数に <u>一五四、九〇六、〇〇〇円</u> を乗じて得た額			
四 道府県等が経営する病院であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額			
区分		額	
一 厚生労働大臣が定める施設の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室(以下「新生児特定集中治療室等」という。)の有する病床の数		五、三〇五、〇〇〇円	
二 新生児特定集中治療室等に準ずる機能を有するものとして新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室(以下「新生児特定集中治療室等に準ずる室」という。)の有する病床の数		四、二四五、〇〇〇円	
三 新生児特定集中治療室等の後方病室(新生児特定集中治療室等において管理していた者のうち、軽快して管理の程度を緩めうる状態となつた者若しくは同室における管理が必要とされる状態に移行することが予想されるものの現時点では管理の程度が緩やかな状態である者若しくは生命の危険性が低いか若しくは消失した妊婦若しくははじよく婦を収容する室又は新生児特定集中治療室等から退出した児童若しくは点滴、酸素投与等の処置を必要とする児童を収容する室。以下同じ。)の有する病床の数		二、八〇五、〇〇〇円	
四 新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室(新生児特定集中治療室等に準ずる室において管理していた者のうち、軽快して管理の程度を緩めうる状態となつた者若しくは同室における管理が必要とされる状態に移行することが予想されるものの現時点では管理の程度が緩やかな状態である者若しくは生命の危険性が低いか若しくは消失した妊婦若しくははじよく婦を収容する室又は新生児特定集中治療室等に準ずる室から退出した児童、若しくは点滴、酸素投与等の処置を必要とする児童を収容する室。以下同じ。)の有する病床の数		二、二四三、〇〇〇円	

特別交付税に関する省令(抜粋)

	五 道府県等が経営する病院であつて小児医療を提供しているものについて、小児医療のための専用の病床の数として総務大臣が調査した数に一、二六七、〇〇〇円を乗じて得た額
	六 道府県等が経営する病院であつて感染症病床を有するものについて、感染症病床の許可病床の数として総務大臣が調査した数に四、二五一、〇〇〇円を乗じて得た額
十三 地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。	地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業(地方独立行政法人法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営するものを含む。以下この号において「公営企業等」という。)で、前々年度において経常収益(当該公営企業等の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計において負担する額(以下この号において「基礎年金拠出金に係る負担額」という。)を除く。)の経常費用に対する不足額(以下この号において「経常収支の不足額」という。)を生じているもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金(以下「繰越欠損金」という。)があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において当該基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
二十五 病院事業に係る追加費用の負担に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額から当該都道府県の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表都道府県の項第八欄第二号に規定する病床の数に四三、四〇〇円を乗じて得た額及び特例病床の数に二〇、一〇〇円を乗じて得た額の合算額を控除して得た額(当該額が負数となるときは、零とする。)とする。
	算式
	$(A-B \times 1.1) \times 110,000$ 円
	算式の符号
	A 前年度の3月31日現在における当該道府県の病院職員数(当該道府県又は当該道府県が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院の職員数を含む。)として総務大臣が調査した数
	B 昭和38年の3月31日現在における当該道府県の病院職員数として総務大臣が調査した数
四十九 医師の派遣を受けることに要する経費があること。	道府県等が経営する病院において医師の派遣を受けることに要する経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額(公立大学法人等が経営するものにあつては設立団体から交付を受けた額)のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。
七十一 医師の派遣に要する経費があること。	他の地方公共団体等が経営する病院に対する医師の派遣に要する経費として総務大臣が調査した額又は当該派遣の日数として総務大臣が調査した数に三九、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。
七十二 遠隔医療システムの導入に要する経費があること。	道府県等が運営する病院における遠隔医療システムの導入に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・六を乗じて得た額とする。

(市町村に係る十二月分の算定方法)

第三条 各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額(当該額が負数となるときは、零とする。)を加えた額とする。

三 次に掲げる額の合算額

イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額(第九号、第十一号一、第十三号、第十九号、第二十八号、第三十二号、第四十三号、第四十八号、第五十三号、第五十六号、第六十九号、第七十五号及び第七十六号に掲げる事項につい

特別交付税に関する省令(抜粋)

ては、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第十号、第十一号二、第十二号、第十八号、第二十号、第二十一号、第四十六号、第四十七号、第四十九号、第六十五号、第六十八号、第七十一号、第七十二号、第七十三号二及び第七十八号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。)を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。) (表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額

十二 病院に要する経費があること。	医療法第一条の五第一項に規定する病院のうち市町村等が経営するものについて、前条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同条第一項第一号の表第九号一の表第四号及び同条第一項第一号の表第九号六については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行っていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。
十三 地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
三十四 病院事業に係る追加費用の負担に要する経費があること。	<p>次の算式によつて算定した額から当該市町村の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表市町村の項第九欄第九号に規定する病床の数に<u>四三、四〇〇円</u>を乗じて得た額及び特例病床の数に<u>二〇、一〇〇円</u>を乗じて得た額の合算額を控除して得た額(当該額が負数となるときは、零とする。)とする。</p> <p>算式</p> $(A-B \times 1.1) \times 56,000 \text{円}$ <p>算式の符号</p> <p>A 前年度の3月31日現在における当該市町村の病院職員数(当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院の職員数を含む。)として総務大臣が調査した数</p> <p>B 昭和38年3月31日現在における当該市町村の病院職員数として総務大臣が調査した数</p>
<u>五十六</u> 医師の派遣を受けることに要する経費があること。	市町村等が経営する病院において医師の派遣を受けることに要する経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額(公立大学法人等が経営するものにあつては設立団体から交付を受けた額)のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。
<u>七十五</u> 医師の派遣に要する経費があること。	<u>前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。</u>
<u>七十六</u> 遠隔医療システムの導入に要する経費があること。	<u>前条第一項第一号の表七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県等」とあるのは「市町村等」と読み替えるものとする。</u>

附則

(道府県に係る十二月分の算定方法の特例)

第四条 令和元年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(第三号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。))を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

一 へき地保健医療事業実施計画(以下この号において「計画」という。)を実施する道府県について、次の算式によつて算定した額

算式

$$A+B+C\times 0.6+D+E\times 0.6+F\times 0.6$$

算式の符号

- A 計画に基づき当該年度に実施される巡回診療事業に係る巡回診療実施日数に41,000円を乗じて得た額
- B 計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣事業に係る派遣日数に61,000円を乗じて得た額
- C 計画に基づき当該道府県が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
- D 計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に60,000円を乗じて得た額
- E 計画に基づき当該道府県が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
- F へき地診療所等に係る施設整備事業(病院事業会計に係る事業を除く。)に要する経費に充てるため平成5年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(当該年度の10月1日以降に借入れた地方債を除く。)の当該年度における元利償還金

(市町村に係る十二月分の算定方法の特例)

第五条

4 令和元年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額(第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。))を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第三号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下二位未満は、四捨五入する。))を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。)(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合算額を加えた額とする。

二 へき地保健医療事業実施計画(以下この号において「計画」という。)を実施する市町村について、次の算式によつて算定した額

算式

$$A+B+C\times 0.6+D+E\times 0.6+F\times 0.6$$

算式の符号

- A 計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣要請事業に係る派遣要請日数に58,000円を乗じて得た額
- B 計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の研究、研修事業に係る研究、研修回数に27,000円を乗じて得た額
- C 計画に基づき当該市町村が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
- D 計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に60,000円を乗じて得た額
- E 計画に基づき当該市町村が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

F へき地診療所等に係る施設整備事業(病院事業会計に係る事業を除く。)に要する経費に充てるため平成5年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債(当該年度の10月1日以降に借り入れた地方債を除く。)の当該年度における元利償還金

15 平成二十九年度から令和二年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、「公立病院改革の推進について」(平成二十七年三月三十一日総務省準公営企業室第五十九号通知)に基づき、策定された新公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う市町村について、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額(五〇〇、〇〇〇円を上限とする。以下この項において同じ。)(策定された新公立病院改革プランの点検、評価及び公表を行う一部事務組合等を組織する市町村にあつては、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とする。)(表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加えた額とする。

令和元年度 病院事業関係特別交付税措置単価

区 分		令和元年度			(参 考) 平成 30 年度 (千円)
		単 価 (千円)	対前年度比 (%)	単 価 差 (千円)	
病	不採算地区病院第1種(注)	1,549	110.0%	141	1,408
	第2種	1,033	110.0%	94	939
床	結核病床	1,633	100.0%	0	1,633
	精神病床	1,523	100.0%	0	1,523
割	リハビリ病院	310	100.0%	0	310
	第1種(注)	5,305	100.0%	0	5,305
割	周産期医療病床第2種	4,245	100.0%	0	4,245
	第3種	2,805	100.0%	0	2,805
	第4種	2,243	100.0%	0	2,243
	小児医療病床	1,267	100.0%	0	1,267
	感染床病床	4,251	100.0%	0	4,251
救命救急センター		154,906	100.4%	617	154,289
小児救急医療提供病院		9,144	102.6%	232	8,912
共済追加費用 県 分		110	84.0%	△ 21	131
(対象職員数当り) 市町村 分		56	83.6%	△ 11	67

(注) 1.不採算地区病院とは、その有する病床数が主として一般病床又は療養病床(以下「一般病床等」という。)である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉施設である病院以外の病院(以下「一般病院」という。)で次に掲げる条件を満たすもの。

(第1種) 病床数が150床未満であり、直近の一般病院までの移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在している一般病院

(第2種) 病床数が150床未満であり、直近の国勢調査に基づく当該病院の半径5キロメートル以内の人口が3万人未満である一般病院(3万人以上10万人未満の場合、単価を逡減)

※ 不採算地区病院でその有する許可病床数が100床を超える場合は、許可病床数を150床で零となるよう逡減させた病床数を上限とする稼働病床数を用いる。

2.道府県については、財政力指数が0.8以上の場合は0.2を、0.5以上0.8未満の道府県にあつては3分の7から当該道府県の財政力指数に3分の8を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下2位未満は、四捨五入する。)を、同指数が0.5未満の場合は1.0をそれぞれ乗じて得た額とする。指定都市及びその各市町村については、財政力指数が0.8以上の場合は0.5を、0.5以上0.8未満の指定都市及びその各市町村にあつては6分の11から当該指定都市又はその各市町村の財政力指数に3分の5を乗じて得た数を控除して得た数(小数点以下2位未満は、四捨五入する。)を、0.5未満の指定都市及びその各市町村にあつては1.0を乗じて得た額とする(ただし、道府県、指定都市及びその各市町村とも共済追加費用を除く。)

3. 周産期医療病床については、次に掲げる条件を満たすもの

(第1種) 厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室(以下「新生児特定集中治療室等」という。)の有する病床

(第2種) 新生児特定集中治療室等に準じる機能を有する新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室(以下「新生児特定集中治療室等に準ずる室」という。)の有する病床

(第3種) 新生児特定集中治療室等の後方病室の有する病床

(第4種) 新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室の有する病床